

② 地域コミュニティの活性化

本市においては地域に根差した具体的な事業や施策を推進する上で、まちづくり協議会が最も重要な役割を担っており、その活動拠点として地区交流センター等を位置づけています。

今後、子育てや防犯活動など多様なまちづくりの推進を図るための市民の活動拠点として、多様な世代の交流・ふれ合いによる生きがいつくりや健康増進等を図ることのできるよう、地域コミュニティ拠点施設の機能強化による活性化を推進します。

③ 飯塚市の魅力を高める学園都市づくり

本市には、近畿大学産業理工学部、九州工業大学情報工学部、近畿大学九州短期大学といった3つの大学が中心部を囲むように立地しています。この3つの大学を飯塚市の重要な地域資源と位置づけ、大学の有する教育・研究・開発・情報発信機能を活用した大学と地域との交流促進や地域経済との連携強化・活性化に取り組み、学園都市としての魅力向上を図ります。

④ いきいきと笑顔で暮らせる健幸都市づくり

少子高齢化が進み、社会保障費の増加による行財政への影響も懸念される中、公共交通の利便性向上と利用促進により歩いて暮らせるまちづくりを進め、併せて、本市の特色である充実した医療環境のもと、医療や福祉関係者などの多様な主体の参画による笑顔で暮らせる健幸都市づくりを推進します。

■ 交通ネットワーク

⑤ 持続安定的な交通ネットワークの構築

人口減少を迎える中、市全体の暮らしや地域コミュニティの維持・確保を図るためには、様々な生活利便施設等が集積する拠点への交通ネットワークを強化することが重要です。

そのため拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、効果的・効率的な公共交通の維持を図ります。

【まちづくりの方針2】 将来の暮らし・安全安心を支える生活環境づくり

■ 居住

⑥ 拠点およびその周辺における良好な居住環境の確保

暮らしに必要な生活利便施設等を維持するためには、その施設を利用する一定の人口規模が必要であり、将来において地域全体の暮らしを確保することにつながります。

そのため、地域のつながりや交流を守り、コミュニティの維持・増進につなげることができるよう、生活利便施設等が集積した拠点およびその周辺において、居住環境を確保し、人口密度の維持を図ります。

⑦ 近隣市町との広域連携の推進による定住促進

本市は、九州の2大都市圏である福岡都市圏および北九州都市圏との恵まれたアクセスが可能な都市であり、近接する嘉麻市・桂川町は、経済・社会・文化をはじめ住民生活において密接なつながりを有し、市町の行政区域を超えた一体的な生活圏域を形成しています。

更なる人口減少・少子高齢化が進展し、交通サービスや商業などの都市機能の縮小が課題となる中、近隣市町が相互に連携・協力し、暮らしに必要な都市機能を確保するとともに圏域全体の魅力を向上させ、安心して暮らせる生活圏の形成を図る必要があります。

そのため、公共施設の利活用や交通ネットワークの構築や主要鉄道沿線を中心としたまちづくり等の施策において相互連携を図り、将来にわたる圏域の暮らしを確保と圏域全体の定住促進に向け、広域連携を進めます。

⑧ 自然環境の保全

本市の農業は主要産業の一つとなっていますが、耕地面積は徐々に減少しています。農地は新鮮で安全な農産物の生産・供給の機能に加え、防災機能や交流・レクリエーション、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全の機能など多面的役割を果たしており、守るべき農地を保全し、無秩序な開発の抑制に努めます。

また、都市公園においても、防災機能や交流・レクリエーション等の多面的な機能を有しており、市街地内の緑の保全・確保し、良好な都市空間の形成に努めます。

■ 防災

⑨ 災害に強いまちづくり

中心拠点などのまちの中心部を通る遠賀川では、河川洪水により浸水深3.0m以上の浸水が広範囲に想定されており、特にJR飯塚駅周辺部では5.0m以上の浸水が考えられます。また、山間部の山裾沿いでは、土砂災害（特別）警戒区域が多く指定されています。

そのため、国・県等と連携した遠賀川の流域治水対策の推進、防災拠点（飯塚市役所本庁舎や防災センター等）の整備、公園の活用、地域住民等との連携強化など、ハード・ソフト両面から取組を進め、災害に強いまちづくりを目指します。



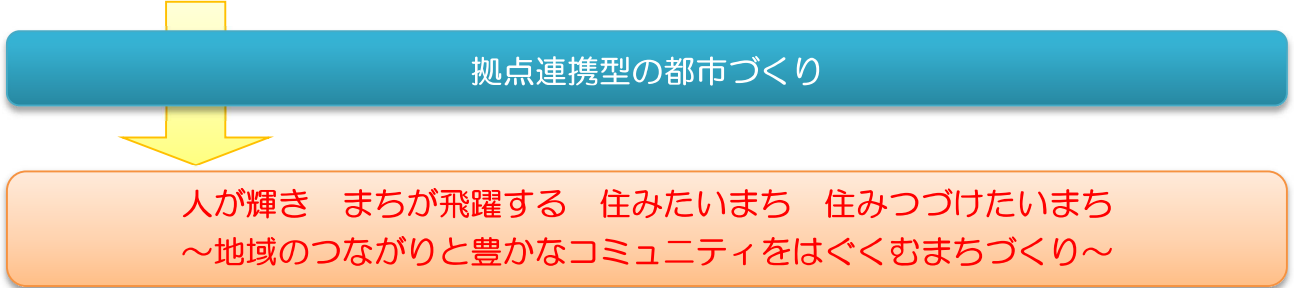
勝盛公園



大將陣公園

■まちづくりの基本的な方針と施策の整理表

課題	まちづくりの基本的な方針	施策の展開	
生活利便性の低下	飯塚市の魅力・利便性を高める都市環境づくり	都市機能	① 拠点における生活利便施設の確保
			② 地域コミュニティの活性化
			③ 飯塚市の魅力を高める学園都市づくり
			④ いきいきと笑顔で暮らせる健幸都市づくり
地域活力の低下	将来の暮らし・安全安心を支える生活環境づくり	交通ネットワーク	⑤ 持続安定的な交通ネットワークの構築
			居住
		⑦ 近隣市町との広域連携の推進による定住促進	
		⑧ 自然環境の保全	
		防災	⑨ 災害に強いまちづくり



3. 都市の骨格構造についての基本的な考え方

本計画において、目指すまちづくりを実現するためには、拠点に集まる都市機能を周辺地域だけでなく飯塚市全体で将来にわたり効率的に利用でき、更には地域間の交流が活発化されるよう各拠点間を交通ネットワークで結び、連携を強化する必要があります。そのため、本計画における都市の骨格構造として拠点および公共交通連携軸を設定し、この骨格構造を基本として、拠点連携型の都市の実現を図ります。

(1) 都市の骨格構造を形成する拠点および拠点連携の考え方

拠点とは、多年にわたる投資の蓄積により生活サービスや行政サービスが一定程度集積し、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた地域で、将来にわたり生活圏の中心となることが見込まれる地域です。

本計画における「拠点」とは、飯塚市都市計画マスタープランに示す中心拠点と地域拠点を基本とし、地域コミュニティの活動拠点として、コミュニティ拠点を新たに設定します。

拠点連携とは、生活に必要な都市機能の提供を補い合うとともに、地域の交流を活発化するため、地域間で連携しあうことを言い、相互に連携するための地域間の移動においては拠点間・地区内を結ぶ交通ネットワークが必要になります。

本計画では、自家用車に過度に頼らなくとも生活できる、自立的な暮らしを図る観点から公共交通網を連携の手段（連携軸）として設定します。

① 中心拠点と地域拠点

中心拠点および地域拠点は、まちの成り立ちや一定程度の都市機能の集積状況、交通利便性の状況から飯塚市都市計画マスタープランに位置づけているエリアを踏襲します。

また、各拠点を結ぶ公共交通網を拠点連携型都市づくりの連携軸と位置づけ、多極ネットワーク型コンパクトシティ（*3）の実現を目指すとともに、将来にわたり拠点性を確保できるよう、広域拠点（*4）を中心に近隣市町との広域連携を図ります。

（*3）多極ネットワーク型コンパクトシティ

一定区域内の人口密度を維持するとともに、暮らしに必要な施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりそれらの施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する都市構造のことで人口の急激な減少と高齢化の中で、都市の基本的構造のあり方とされています。（都市再生基本方針引用）

（*4）広域拠点

広域的視点から圏域の都市計画の基本的な方針を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（筑豊広域都市計画区域）」（福岡県策定）において、JR新飯塚駅周辺を広域拠点に位置づけています。

■都市計画マスタープランに示す中心拠点と地域拠点

○中心拠点

本市の都市としての顔であり、商業・業務、居住、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点として位置づけます。また、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げられた「広域拠点」を含みます。

<都市機能>

商業・業務(大規模集客施設含む)、総合行政、広域情報発信、広域交流(文化芸術)、都市型産業、医療(救急)・福祉、居住、交通結節

○地域拠点

歴史的にそれぞれの地区で中心的な役割を担ってきた地域で、行政機関、文化施設、防災拠点などの公共公益施設の集積がある各支所周辺を位置づけます。

<都市機能> 支所、金融、医療・福祉、文化、集会、交通結節

① コミュニティ拠点

飯塚市のまちの成り立ちや現状を見ると中心拠点や地域拠点以外の地区において、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた日常生活圏域が存在しています。

一方で、人口減少がもたらす影響として、生活利便性の低下とともに、住民相互の交流や地域とのつながりが希薄化し、コミュニティ活動の維持が困難となることが懸念されます。

このような中、人口密度・生活利便性(都市機能)・地域コミュニティの維持の視点をもって人口減少下でも暮らしやすいまちの実現を図ることが重要です。

そのため、各地区交流センターをコミュニティ拠点として位置づけ、コミュニティ拠点周辺における様々な都市機能の機能強化や拠点との交通ネットワークを維持・確保することで、地域活動の多様な主体の参画や多世代の交流促進、地域間連携を促進します。また、市民と行政が協働で創るまちづくりを掲げ、12地区でのまちづくり協議会を中心としたコミュニティの活性化を図ります。

② 都市の骨格構造を考える上での「大学」の位置づけ

飯塚市には3つの大学・短期大学が存在しており、飯塚市都市計画マスタープランにおいて、大学は先進的な学術活動や研究開発、創業支援などの場として「学術・研究開発拠点」に位置づけられています。また、3つの大学の立地は、中心拠点を囲んで三角形を形成しており、中心拠点を介して相互に近接性を有していることが、本市の都市構造の大きな特徴と捉えています。

次の世代の人材育成や交流促進機能を持つ大学を本市の貴重な地域資源として維持していくことは、人口減少下において、交流人口・流入人口の拡大や産業界の新たな人材の確保の観点から非常に重要です。

さらに、大学は教育研究の成果を広く社会へ提供していく役割があり、本市においても地域や産業界との連携を通じて、地域活性化のための課題解決を図る取り組みが多く見られています。このように、大学は、本市にとって多くの人をひきつける役割を担うだけでなく、大学との連携による地域課題の解決によって、暮らしやすさや地域経済の活性化を図り、まちの魅力を高めていく大きな可能性を有しています。

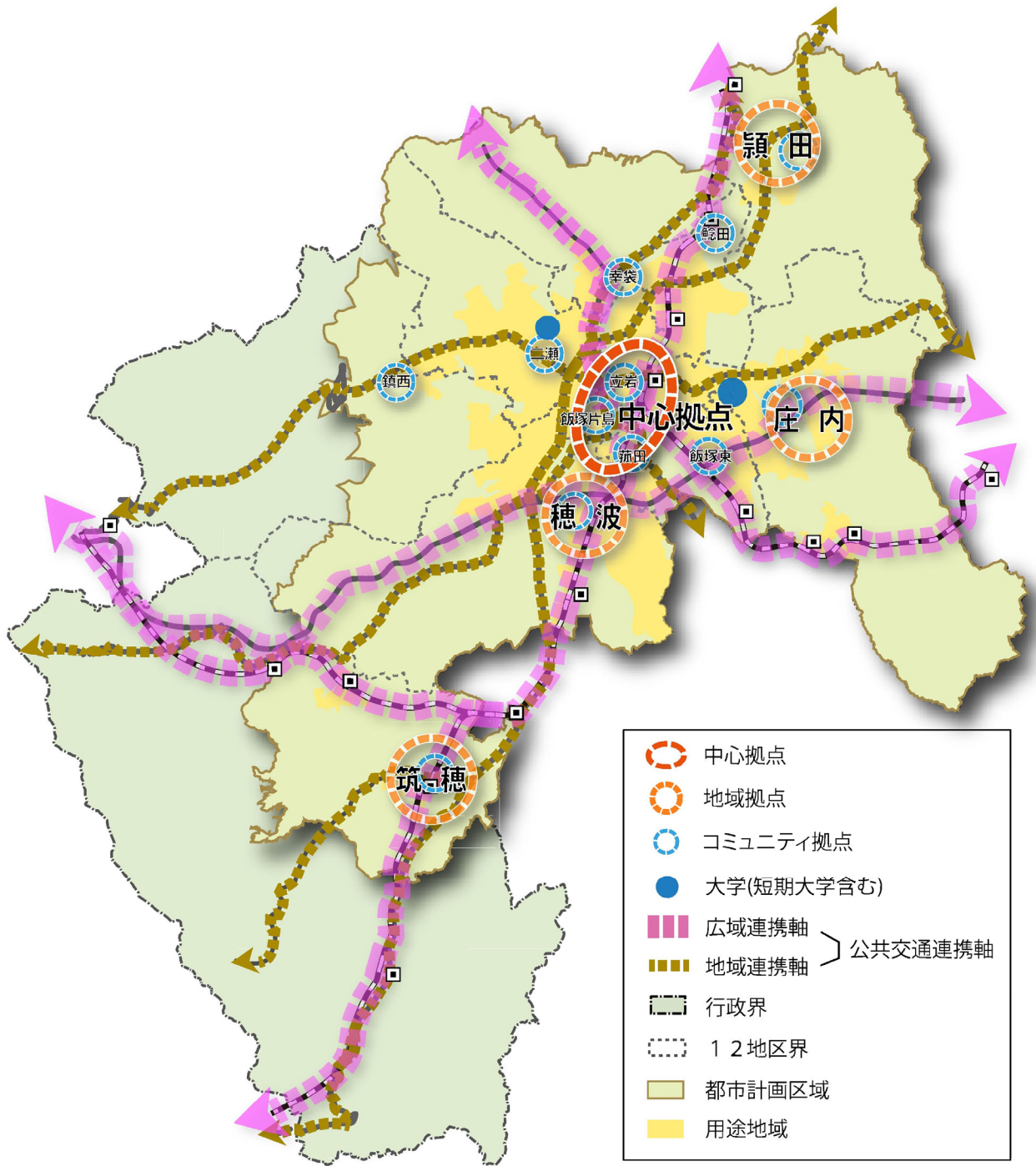
そのため、大学を本市の魅力を高める学園都市の中心的な機能として、都市の骨格構造を形成する上での重要な要素と位置づけます。

(2) 拠点および拠点連携の設定

本計画における拠点および拠点連携（連携軸）を以下のとおり設定します。

拠 点		拠点連携
中心拠点	本市の顔として、中枢的な都市機能（広域的な都市機能、主要交通結節点）が集積する区域およびその周辺	○広域連携軸 福岡都市圏・北九州都市圏を結ぶ鉄道、バス
	JR新飯塚駅、JR飯塚駅、飯塚バスターミナルとその周辺	
地域拠点	まちの成り立ちにおいて歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた地域で公共公益施設の機能集積がある各支所周辺	○地域連携軸 生活に必要な都市機能と拠点、拠点間（地域間）を結ぶ鉄道やバス等の地域交通
	穂波支所、庄内支所、筑穂支所および潁田支所とその周辺	
コミュニティ拠点	地域住民の交流やまちづくり活動の拠点となる区域であって、コミュニティ形成のための拠点施設周辺	
	12地区の交流センターとその周辺	
拠点形成における重要な要素	大学（近畿大学産業理工学部 九州工業大学情報工学部 近畿大学九州短期大学）	

■目指す拠点連携型の都市構造について【イメージ図】



第3章 都市機能の維持・増進

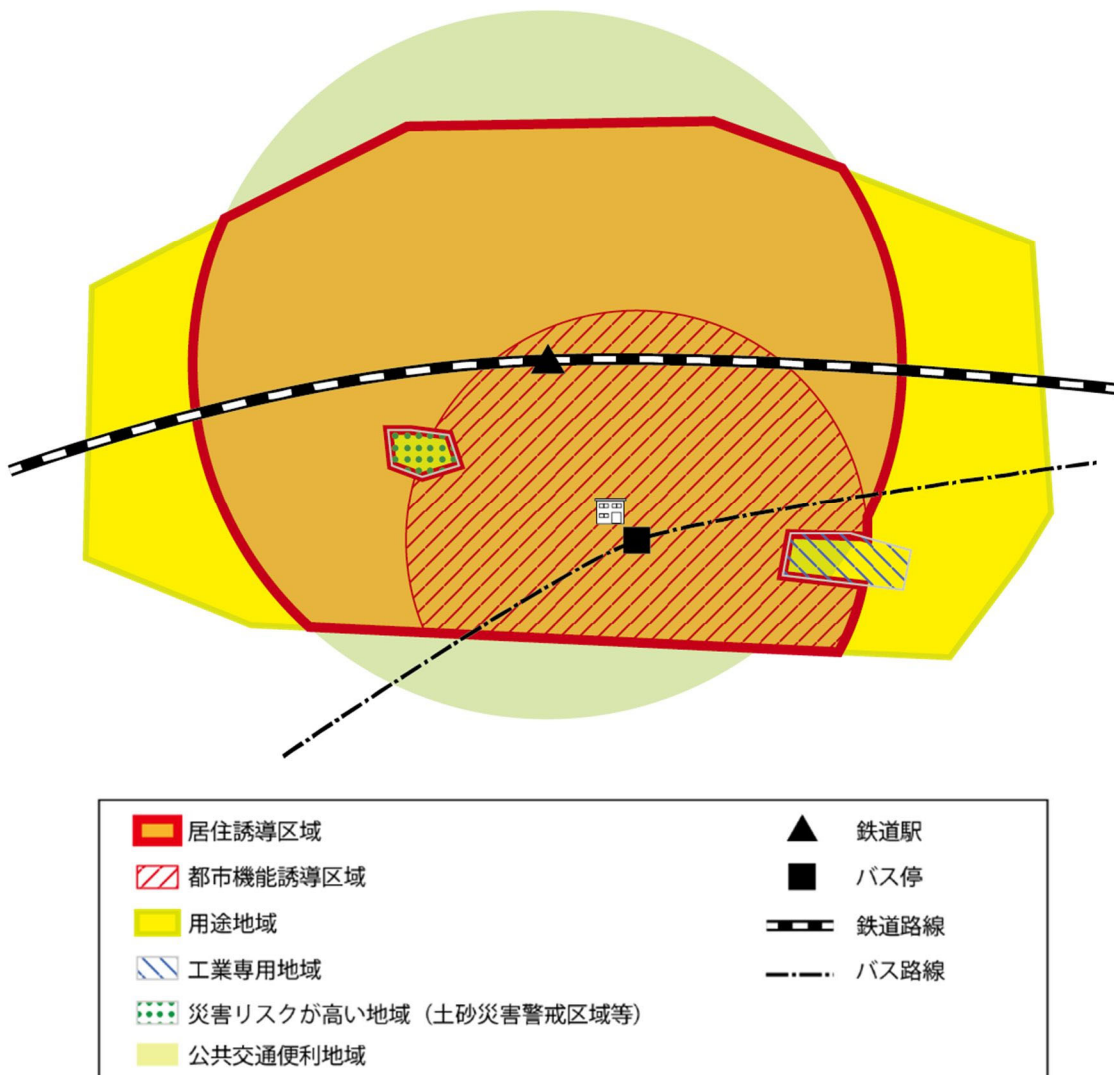
1. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

医療、福祉、子育て支援、商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設をいかに誘導するかが重要となります。このような観点から都市機能誘導区域は、都市の居住者の共同の福祉または利便を図るために必要な機能を民間投資等により将来確保するため、誘導したい機能や誘導するために講ずべき施策を明示する区域であり、当該区域内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものです。

(都市計画運用指針(国土交通省)引用)

■都市機能誘導区域と居住誘導区域 イメージ図



2. 都市機能誘導区域の設定

(1) 区域設定の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。

また、都市機能誘導区域は、例えば、

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- を設定することが考えられます。

都市機能誘導区域の規模は、

一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。

（都市計画運用指針（国土交通省作成）引用）

(2) 飯塚市における区域設定の考え方

将来において、飯塚市の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち、住みつけたいまち」を実現するためには、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに本市の魅力を高め、都市の活力の維持・増進を図る必要があります。このため都市機能誘導区域は、立地適正化計画制度の考え方とともにコミュニティの充実と本市の特色である大学との連携や健幸都市づくりなどの視点ももって設定します。

都市機能誘導区域は、都市機能誘導区域外の日常生活を低下させるものではなく、急速な人口減少局面を迎える場合でも、郊外部を含む広域的な地域生活圏の暮らしを守るために、周辺からの公共交通によるアクセス性が**高く**、日常生活に必要なサービス機能を維持することで、区域内外の市民の暮らしやすさを確保しようとするものです。

具体的な区域設定は、以下に示す5つの視点より検討します。

ア 拠点における都市機能の維持・増進

- ・ 徒歩圏域において一定程度の生活利便施設が集積しており、拠点性を有する区域
- 【区域】 中心拠点、地域拠点およびその周辺の都市機能が一定程度集積する区域

イ 地域コミュニティの活性化

- ・ 地域コミュニティの拠点性を有している区域
- 【区域】 地域コミュニティ形成のための拠点施設（地区**交流センター**）およびその周辺の都市機能が一定程度集積する区域

ウ 都市機能を相互に補完するための拠点間の連携促進

- 拠点間の交通ネットワークによる連携が図れるような交通利便性の高い区域（公共交通便利地域）や広域連携軸沿線の主要鉄道駅周辺において定住の促進を図るため都市機能の誘導を図る区域
- 【区域】 主要交通施設周辺の都市機能が一定程度集積する区域

エ 地域の魅力づくり

- 飯塚市を特徴づける広域性の高い都市機能である大学（短期大学を含む）や健幸都市づくりとの連携が図れる区域
- 【区域】 大学、短期大学およびその周辺の区域等

オ 上記の項目が将来的に（時間軸を持って段階的に）形成されうる区域

- 人口密度が一定程度集積している区域や将来的な土地利用の変化等によりアからエの項目が形成されうる区域
 - 公共施設の効率的で効果的な配置や公共施設跡地等の遊休地で将来的に都市機能の集積が期待される区域
- 【区域】 **第2次公共施設等のあり方に関する基本方針** **公共施設等のあり方に関する第3次実施計画**に基づく個別計画に沿って検討する区域等

なお、良好な都市環境の形成のために設定している都市計画に基づく用途地域（*1）を尊重し、用途地域の指定のない区域は都市的土地利用の方針が定まっていないことから、都市機能誘導区域から除きます。また、**上記に示した**視点によって設定する区域であっても災害リスクの高い区域（*2）は除きます。

（*1）用途地域

良好な都市環境の形成や住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的に建築物の用途や形態を規制する制度として、都市計画法第8条第1項に規定する第一種住居地域、商業地域、準工業地域など、都市計画区域および準都市計画区域において定めることができる都市計画上の地域の総称のこと。

（*2）飯塚市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針および本市の防災の状況を踏まえ下記に該当する区域とします。

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域
- 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

なお、水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域については、河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進するとともに、浸水リスクの周知啓発、降雨時の情報提供等によってリスクを軽減することができると考えられることから、浸水想定区域を『災害リスクの高い区域』に位置づけない。